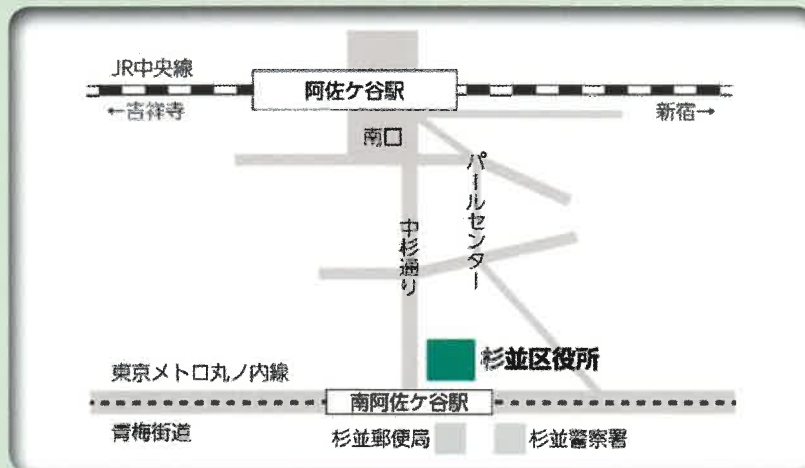


杉並区居住支援協議会 事業案内



★アパートの入居でお困りの方々をお手伝いします。
★高齢の方や障害のある方、子育てをされている方々などが入居しやすい住まいを確保していきます。



問合せ先

杉並区居住支援協議会事務局
(杉並区都市整備部住宅課管理係)〈西棟5階〉
☎03-5307-0661

実施事業の内容



高齢者等アパートあっせん事業

- 取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由で、新たにアパートをお探しの方に、入居支援制度に協力している不動産店の紹介や、住宅に関する情報提供を行います。
- 仲介手数料の支払いに対する助成制度もあります。(上限69,800円)

利用できる方

- 高齢者世帯／ひとり親家庭／障害者世帯／子育て世帯／災害被災者／犯罪被害者／DV被害者／その他住宅の確保に特に配慮を要する者

助成金支給要件

- 世帯の所得の合計が所得基準額以下であること。
- ※ 所得基準額
単身：240万円（扶養親族等が1人増すごとに38万円加算、その他所得控除あり）
- 引き続き区内に居住すること。
- 生活保護または支援給付を受給していないこと。

高齢者等入居支援事業

家賃等債務保証

- 民間賃貸住宅への入居または更新の際に、民間の保証会社を利用した方にその保証料の一部を助成します。(上限30,000円)

利用できる方

- 高齢者世帯／ひとり親家庭／障害者世帯／子育て世帯／災害被災者／犯罪被害者／DV被害者／その他住宅の確保に特に配慮を要する者

助成金支給要件

- 世帯の所得の合計が所得基準額以下であること。
- ※ 所得基準額
単身：240万円（扶養親族等が1人増すごとに38万円加算、その他所得控除あり）
- 引き続き区内に居住すること。
- 生活保護または支援給付を受給していないこと。

①見守りサービス ②葬儀の実施 ③残存家財等の撤去

利用できる方

- 高齢者(単身): 自立した日常生活が営める65歳以上の方
- 障害者(単身): 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている方
- 区内の民間賃貸住宅に居住していること。

①見守りサービス

区への申し込みが必要です。

見守りサービスは、週1回、電話をかけて、安否確認を行う制度です。民間事業者に委託し、支援をしております。

利用料:電話による安否確認(無料)

※ 介護保険サービス等を利用されている方は利用できません。

②葬儀の実施

区での手続き後、杉並区社会福祉協議会への申し込みが必要です。

(1) 葬儀の実施は、*親族等がいらっしゃらない方がお亡くなりになった場合、親族に代わって葬儀を行う制度です。

預託金 70,000円

(※預託金は、杉並区社会福祉協議会に支払います。)

(2) 火葬後のご遺骨は、葬儀社で5年間お預かりします。

③残存家財等撤去

区での手続き後、杉並区社会福祉協議会への申し込みが必要です。

残存家財等撤去は、*親族等がいらっしゃらない方が、お亡くなりになった後に住宅内に残された家財等の片づけを行う制度です。

預託金 50,000円

(※預託金は、杉並区社会福祉協議会に支払います。)

※ 配偶者及び直系血族又は、傍系血族二親等内(兄弟姉妹まで)の方々がすべてお亡くなりになっていることが必要です。

居住支援協議会の組織

協議会設立の目的

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年7月6日法律第112号)第51条に基づき、杉並区居住支援協議会を設置し、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者(「住宅確保要配慮者」という。)に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要な措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与することを目的とします。(杉並区居住支援協議会会則第1条より抜粋)

居住支援協議会の活動内容

入居支援、居住安定確保

高齢者等へのアパートあっせん事業、家賃等債務保証料への一部助成など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援及び居住の安定確保の方策に関すること。

双方向の情報提供

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅情報の提供及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する入居希望者等の情報の提供に関すること。

空室・空家の利活用

空室・空家等既存住宅ストックの利活用に関すること。

啓発活動

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、賃貸住宅賃貸人や宅建事業者向けのセミナーを行うなど、啓発活動に関すること。

その他の事業の検討・実施

その他、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進のために必要な事業の実施に関すること。

構成員

所属団体
横浜国立大学大学院教授
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会杉並区支部
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部
公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会
居住支援法人
杉並区保健福祉部
杉並区都市整備部
事務局:杉並区保健福祉部管理課・都市整備部住宅課

連携



※掲載している事業内容は令和4年4月1日現在のものです。

※各事業の詳細は杉並区居住支援協議会事務局(杉並区都市整備部住宅課)へお問い合わせください。